Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,831,300
Ⅲ　損益外減損損失相当額			1,771
Ⅳ　損益外利息費用相当額			1,729
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			29,461
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			17,527
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△　152,617
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		69,564	
政府出資の機会費用		1,248,584	1,318,148
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			26,268,787

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」並びに「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」（以下、「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、文部科学省の指定に従い「特別運営費交付金」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。また「国立大学法人神戸大学における運営費交付金及び授業料の収益化基準等に関する要項」、「国立大学法人神戸大学における運営費交付金及び授業料の収益化基準等に関する要項の取扱について」に基づき学長の承認した学内プロジェクト事業については業務達成基準を採用しています。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	6～47年
構築物	10～60年
機械装置	4～17年
工具器具備品	3～15年
船舶	4～14年
車両運搬具	4～6年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3．引当金及び見積額の計上基準

⑴　退職給付引当金

役職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。ただし、一部の教職員については、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しています。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

⑵　賞与引当金

賞与引当金は、翌事業年度の運営費交付金により財源措置がされない教職員への賞与の支出に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の賞与見積額から前事業年度末の賞与見積額を控除して計算しています。

⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しています。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しています。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　　低　価　法

評価方法　　移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料以外については、最終仕入原価法によっています。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

不動産については近隣の賃貸借料もしくは各地方公共団体の条例における使用料算出基準等を参考として、また、工具器具備品等については減価償却費相当額を賃料とみなして計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しています。

⑶　国からの無利子または通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しています。

8．リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。